

看護職員等処遇改善を実施へ

まずは月額4000円程引き上げ!



「ケア労働者賃上げ」の緊急取り組み実施へ!

深刻な新型コロナ不況の下、政府は「ケア労働者賃上げ」を21年補正予算で打ち出しました。

これは民間における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、看護、介護、保育、幼児教育など新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げる措置です。

看護については昨年11月「コロナ克服、新時代開拓のための経済対策」の閣議決定を受け、まずは地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(当院が該当)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくことし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置を今年2月から前倒して実施するとし、「看護職員等処遇改善事業実施要綱」が1月11日通達されました。

組合は看護補助者、コメディカルも処遇改善に含めるよう求める!

実施要綱の主な点は

★処遇改善対象者⇒対象医療機関で勤務する看護職員(看護師、准看護師、助産師、保健師)
ただし、実情に応じて看護補助者、理学療法士、作業療法士その他に定めるコメディカル(非常勤職員含む)職員(診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、…、その他医療サービスを患者に直接提供している職種など19種)も加えることが可能。

※「その他医療サービスを患者に直接提供している職種」とは、診療エックス線技師、衛生検査技師、メディカルソーシャルワーカー、医療社会事業従事者、介護支援専門員、医師事務作業補助者など。

★補助期間⇒令和4年2月から9月までの「賃金改善実施期間」に必要な費用を補助する。

★賃金改善⇒令和4年2月・3月分分から実際に改善を行い、届けることが必要だが、支給が間に合わない場合、3月に一時金等で支給することも可。

★補助額⇒全額を賃金改善、法定福利費等に充てる。改善を行う賃金項目以外の水準を低下させない。

★内容の周知⇒「賃金改善計画書」を作成し、対象となる看護職員等に通知する。

★予算措置等の対応は⇒2月・3月分の賃金改善に係る今年度補正予算による措置や、賃金改善のための条例改正などが必要。

裏へ続く



全ての対象職員に月額一律4,000円の賃金改善を！

全ての看護職員について行う必要はなく、個別の賃金改善額を決められるとありますが、組合は当院で働く全ての職員に対して月額4,000円支給を求めています。

また2月から9月までの「賃金改善実施期間」後の継続的な賃金改善を求めています。

処遇改善ならば、まず昨年の一時金削減分の補填を！

令和4年6月の期末手当は21人事院勧告の削減勧告を踏まえて減少します。厚労省は「人勧を踏まえた期末手当の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定してください」と答えています。この対策の主旨から見れば、まずは昨年の一時金の削減分(0.15月分)を、何らかの形で職員に補填すべきと考えます。

処遇改善についての要求書を提出

組合では2021年人事院勧告に従った昨年の期末手当削減に対し、コロナ禍でがんばった職員の努力に報いるために「一時金削減を補う手当の支給を求める要求書」を昨年12月23日提出しましたが、1月13日に、「人事院勧告に伴う市長事務部局の職員に準じた期末手当の削減と新型コロナウイルス感染症対応に係る手当支給は全く別の話であり、当院において全職員に対して一時金削減分を埋める職員を慰労するための特別な手当を支給することは考えておりません」との回答がありました。この回答は政府の掲げた「ケア労働者賃上げ」「看護職員等処遇改善事業の実施」の流れに沿うものでしょうか。

1月20日組合は「看護職員等処遇改善事業の実施」についての要求書を提出し、協議を求めています。

要求項目

1. 当院で働く全ての職員を対象に、2021年度人事院勧告での一時金削減分(0.15月)を年度末に補填すること。
2. 当院で働く全ての職員を対象に、2022年2月・3月分として8,000円(4,000円×2か月)を年度内に支給すること。
3. 当院で働く全ての正規職員に、2022年4月より月額4,000円の手当を支給すること。
4. 当院で働く全ての会計年度任用職員に対し、2022年4月より月額4,000円相当の処遇改善に向けた特段の配慮を行うこと。

「みんなの働く職場要求アンケート」にご協力を！

2月10日(木)までに、回収に行きます。職場の実態を訴えよう！

「みんなの働く職場要求アンケート」は春先に全国で一斉に行われるアンケートで、船橋市役所と同時に行っています。医療センターだけの集計の結果やコメントの紹介などは全国集計の前に皆さんに報告いたします。職場の実態を明らかにしなければ、要求につながりません。

